| | |
|---|---|
| 札幌市　栃木市<br>市　前橋市<br>新潟市　富山市<br>福井市　長野市<br>豊橋市　姫路市<br>岡山市<br>徳島市　北九州市　長崎市 | 上記以外の市<br>町村 |
| 四七九、九七三円 | 四六六、四三一円 |

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 旭川市　帯広市<br>北見市 | 札幌市　釧路市<br>網走市 | 函館市 | 青森市　盛岡市<br>秋田市<br>山形市　長野市<br>松本市 |
| 三〇、七三四円 | 二七、二一六円 | 二六、二六〇円 | 二〇、七三八円 |

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千四百八十五円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千百六十円を、それぞれ支弁する。

5　［略］

**第七条の二**　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千四百八十五円を支弁する。

3　［略］

**第七条の三**　［略］

2　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、認可事業者が、令和五年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

| | |
|---|---|
| 栃木市　岡山市 | 上記以外の市<br>町村 |
| 四三六、二二七円 | 四二三、九六〇円 |

3　認可事業者が、正当な理由なしに、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けることを拒んだときは、同項において準用する第七条第二項及び第三項の規定により定める額の全部又は一部を支弁しないことができる。

| | |
|---|---|
| 札幌市　栃木市<br>市　前橋市<br>新潟市　富山市<br>福井市　長野市<br>豊橋市　姫路市<br>岡山市<br>徳島市　北九州市　長崎市 | 上記以外の市<br>町村 |
| 四七九、一三三円 | 四六五、六一四円 |

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 旭川市　帯広市<br>北見市 | 札幌市　釧路市<br>網走市 | 函館市 | 青森市　盛岡市<br>秋田市<br>山形市　長野市<br>松本市 |
| 三〇、六八四円 | 二七、一七一円 | 二六、二一八円 | 二〇、七〇四円 |

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千四百三十八円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千百五十二円を、それぞれ支弁する。

5　［同上］

**第七条の二**　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千四百三十八円を支弁する。

3　［同上］

**第七条の三**　［同上］

［項を加える。］

2　認可事業者が、正当な理由なしに、前項に規定する被保護者に係る委託を受けることを拒んだときは、同項において準用する第七条第二項及び第三項の規定により定める額の全部又は一部を支弁しないことができる。